

第1編 計画の基本的事項

第1節 計画策定の主旨

物の豊かさからなる現代社会は国民生活が物質的に豊かになり、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムにより多量のごみが排出されました。私達はその中で物質的な豊かさを享受し、慣れ親しんできました。それにより、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残容量のひっ迫、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されています。

このような状況は、ごみ処理に対する様々な問題を顕在化させ、環境問題はもちろん、処理経費の増加に伴う財政圧迫も無視できない状況になっています。このことから、私達が環境に大きな負荷を与えてきた時代から、環境への負荷の少ない、環境と共生しようとする持続可能な循環型社会の形成が求められる時代となりました。

国においては、令和5年6月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」の施行、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）が策定され、沖縄県でも「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」を令和4年3月に策定しています。

本市では平成29年度に「うるま市一般廃棄物処理基本計画」を策定しましたが、策定から6年が経過したことから、目標値の中間評価、施策の実施状況の評価、及び社会情勢や法体系の変化を踏まえ、新たな取り組みについて検討を行うために、今回、中間見直しを行うこととしました。

なお、本計画は、上位計画である「第2次うるま市総合計画（後期基本計画）（令和4年3月）」における『循環型社会の形成と環境保全』や『下水道・生活排水処理施設の整備』との整合を図ることとしています。

また、沖縄県においては、大規模な災害が発生した場合の災害発生時廃棄物処理を迅速かつ適切に実施するため、「沖縄県災害廃棄物処理計画」を平成29年3月に策定しています。

本市においても、沖縄県の計画を受けて、大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興を推進していくことを目的に、災害廃棄物処理基本計画を策定するものです。

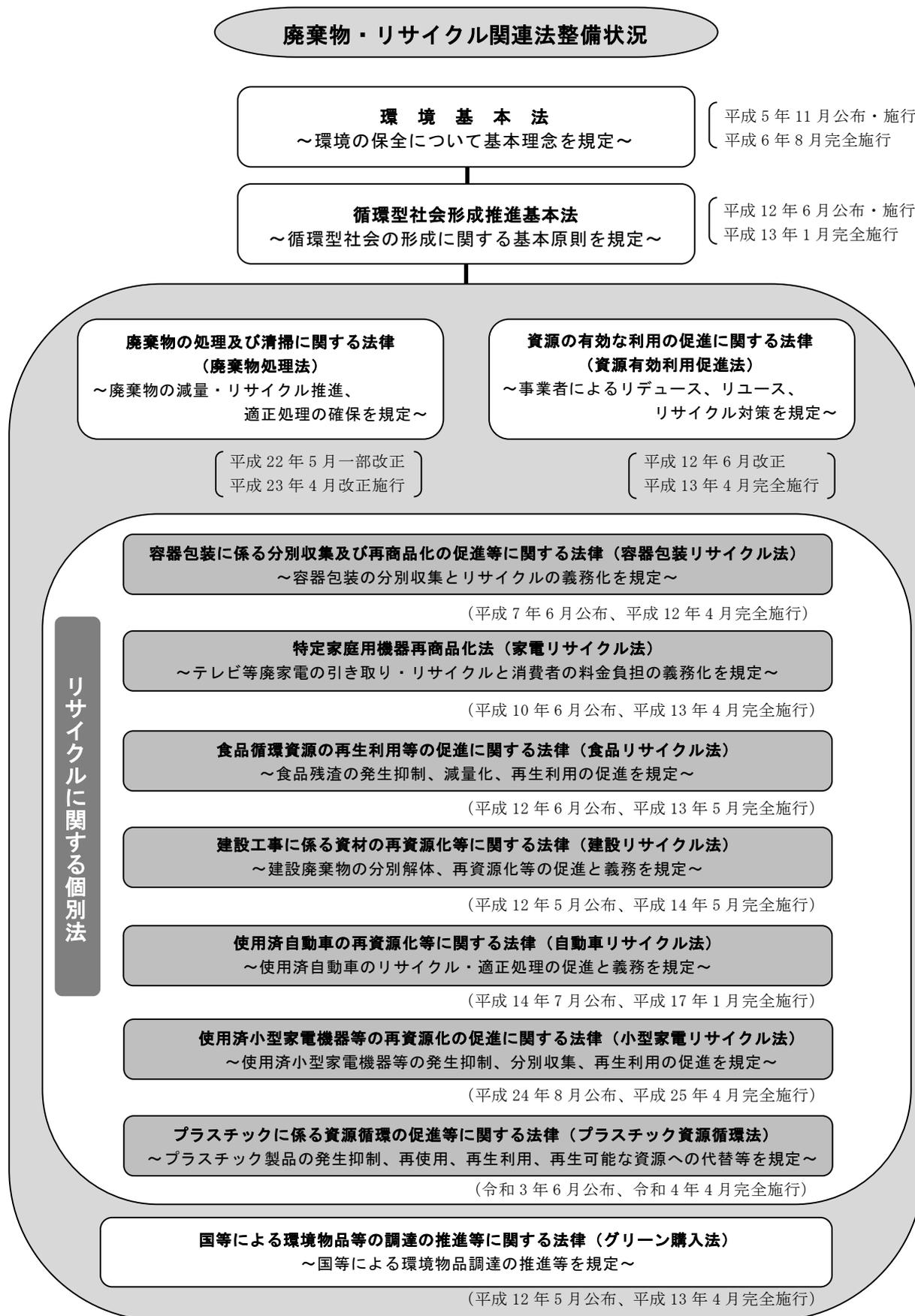


図 1-1-1 廃棄物・リサイクル関連法整備状況

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市の一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿を示すマスタープランです。

本市のごみ処理を計画的かつ適正に行うための根幹となるものとして重要な意義をもつもので、ごみ処理に係わる「ごみ処理基本計画」と、し尿処理等に係わる「生活排水処理基本計画」で構成されています。

また、大規模な災害により発生した災害廃棄物の処理に際し、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興を推進していくことを目的に、「災害廃棄物処理基本計画」を併せて策定します。

以下に本計画の位置づけを図1-2-1に示します。

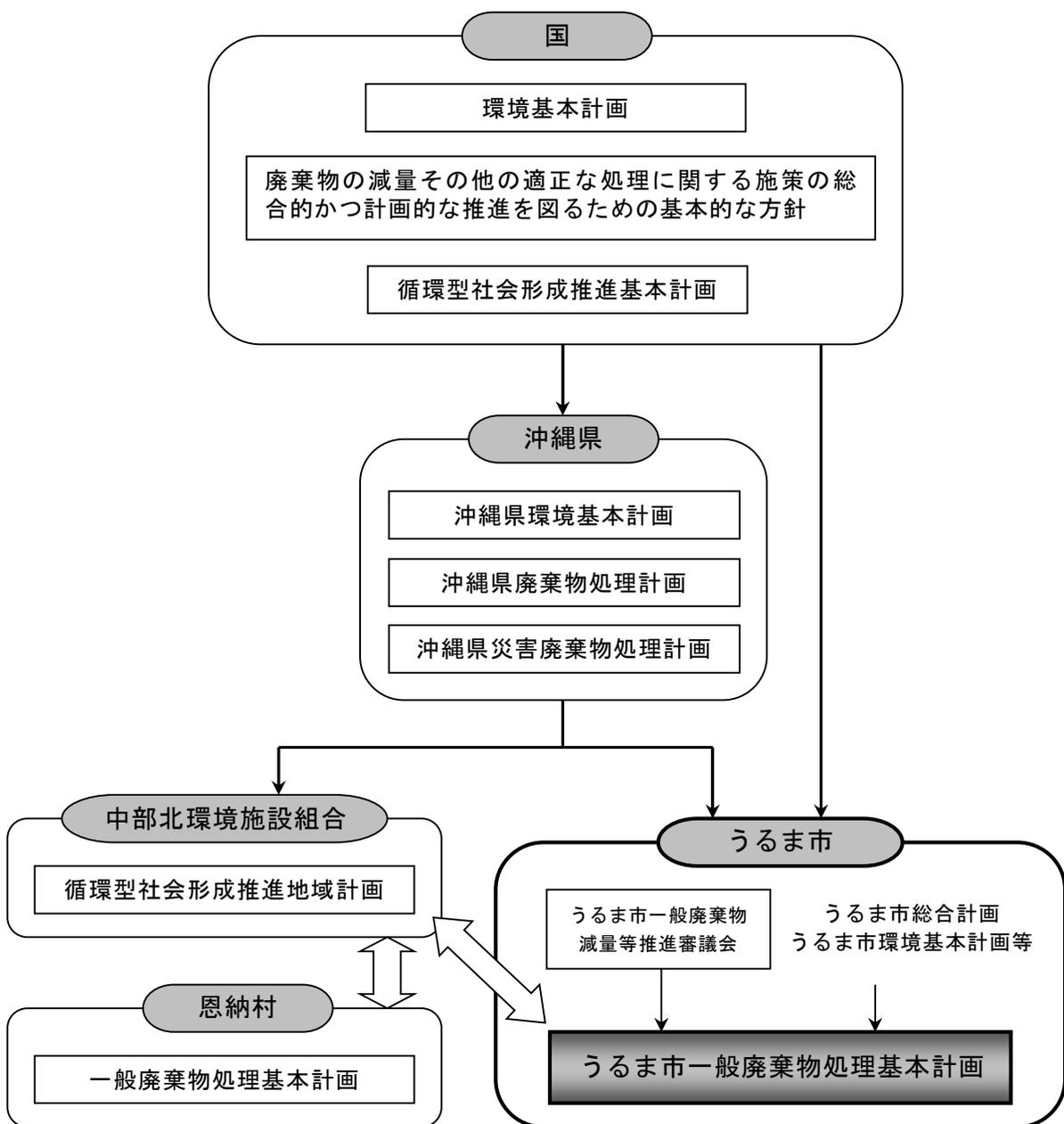


図1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画対象地域

本計画の対象地域は、本市全域です。対象地域を図1-3-1に示します。

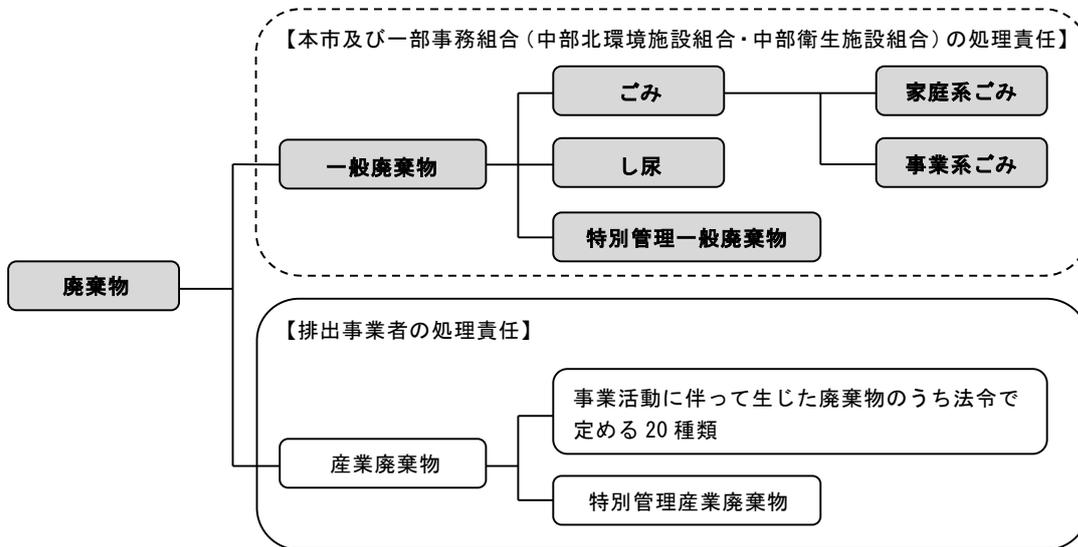


図1-3-1 計画対象地域

第4節 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象地域内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」、「し尿」と「特別管理一般廃棄物」とします。

また、本計画では、排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までを策定範囲とします。



凡例： 対象とする廃棄物

図 1-4-1 本計画で対象とする廃棄物

第5節 計画期間

本計画の計画期間は平成 30 年度～令和 9 年度とし、目標年度を令和 9 年度とします。

また、本計画は 5 年ごとに見直すことを基本としていることから、令和 5 年度に中間見直しを行いました。



図 1-5-1 計画の期間

コラム：事業系ごみとは？

事業所から発生するごみのことで、法律で定める20種類の産業廃棄物（廃油、廃プラスチック、金属くず、建築廃材など）を除いたごみが、事業系一般廃棄物（オフィスの紙、かんやびん、レストランの生ごみなど）となります。

コラム：特別管理一般廃棄物って何ですか？

「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものとして政令で定めるものをいいます。

1. PCB 使用部品

廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品。

2. 廃水銀

水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀。

3. ばいじん

ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん。

4. ばいじん、燃え殻、汚泥

ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類が3ng/gを超えて含有するもの。

5. 感染性一般廃棄物

医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している恐れのあるもの。